博士論文（要約）

時効援用権の理論構成に関する比較法的検討―フランス法における ayant cause 概念の意義に照らして

嶋津　元

1.　本研究の背景と動機

時効取得又は時効消滅が生じた権利・義務関係自体の当事者となっている者（以下「直接当事者」と呼ぶ。）が、当該時効を援用する権利、つまり、時効援用権を持つことは疑いない。では、それ以外の者にどの範囲でいかなる基準の下で時効援用権が認められるのか。判例は「直接利益者基準」を確立していると言われているが、その内実は判然とせず、実際の解決にも疑義が多い。そこで学説においては、永らく、この時効援用権を持つ者の範囲確定基準を定式化するということが重要な課題とされてきた。多くの学説がこの基準の定式化を試みてきたが、必ずしも理論的なコンセンサスは成立していない。本研究は、時効援用権者の範囲確定基準の定式化の為に、従来の議論が見落としてきた学説史の展開に着目し、その理論的基礎を与えることを目的とする。

端緒となるのは債務者の時効の一般債権者による主張の可否をめぐる次の学説史的事実である。周知の通り、現行法は、B が C に対して負う債務について、直接当事者たる債務者 B の一般債権者 A には消滅時効の時効援用権を認めない一方で、A が債権者代位権によって B の時効援用権を代位行使することは認めている。ところが、旧民法は A に時効援用権自体を認めていたのである。

このような旧民法と現行民法との違いが生じた原因を追跡すると、そこには時効援用権の理論構成をめぐる重要な変遷を見てとることができる。

2.　本稿における問題設定

考えてみれば、一般債権者の時効援用権についての現行法の態度は、直接当事者以外の第三者たる一般債権者にその者固有の権利として問題とされる時効援用権と、この者が直接当事者の時効援用権を代位行使しうる権利とが異なることを前提としている。我々にとっては当然のこの前提は、しかし、旧民法においては共有されていない。直接当事者以外の第三者に認められるその者固有の時効援用権自体が、一般債権者もそれ以外の者に関しても、直接当事者の時効援用権を代位行使しうる権利として把握されていたからである。

このことは、旧民法において時効援用権について規定していた証拠編九七条の草案において、非常に明確に示されていた。具体的には、起草者である Boissonade によって作成された草案一四三四条一項が、「時効援用に利益を持つ当事者の ayant cause は、それが一般的であるか特定的であるかに関わらず、原告となり或いは被告となり、当事者の立場に立ち（de son chef）、そして当事者に代わって（à son defaut）時効を援用することができる」と定めていた。そして、同二項は、一般債権者の時効援用権が上記一項の権利と同じであることを明記して

いた。
　直接当事者以外の第三者の時効援用権の理論構成について、旧民法が採用していた現行民法とは異なる前提は、どのようにして失われたのか。この問題に立ち入るためには、旧民法における時効援用権が、直接当事者の時効援用権を代位行使する権利として把握されていたことの意味を明らかにすることが重要な意義を持つ。
　以上のようにして本稿は、旧民法における時効援用権が、直接当事者の時効援用権を代位行使する権利として把握されていたのは何故かという問題を設定した。

3.　本稿における問題解決の枠組み
　この問題を解決するための鍵となるのが、ayant cause 概念である。次の二点から分かるように、Boissonade は、一般債権者の時効援用権とそれ以外の第三者の時効援用権との両方を、直接当事者の ayant cause に認められる権利として把握していたからである。一つは、一般債権者の時効援用権とは債権者代位権の一適用例であって、その債権者代位権とは一般債権者が債務者の ayant cause であることを理由に認められた権利であるとする Boissonade の理解である。もう一つは、2 でみた草案一四三四条一項が示すように、一般債権者以外の者の時効援用権が、直接当事者の ayant cause に認められた権利であるとされていることである。この二点を併せて考えると、ayant cause 概念は、債権者代位権という特定の権能だけではなく、その上位概念としての他人の権利を代位行使する権能（以下「代行権能」と呼ぶ。）を基礎付けているのではないか、そして、この代行権能という考え方によって旧民法の時効援用権は基礎付けられていたのではないか、という仮説が浮上する。
　本稿は、この仮説を検証する為に、Boissonade 草案の母法である一九世紀のフランス法における ayant cause 概念の理解を検討することにした。これは Boissonade 自身が ayant cause 概念の詳細な説明を残していないという事情による。確かに、”ayant cause”は「承継人」と訳されるのが通例であるから、ayant cause 概念は承継人概念つまり権利義務の譲受人の概念のことであると思われるかもしれない。しかし、Boissonade の理解はそうではなかった。決定的であるのは、一般債権者が債務者の ayant cause とされていることである。一般債権者は、債務者に対して債権を持っているだけであり、何らの権利義務の譲り受けも行われておらず、承継人概念には含まれ得ないのである。これが、ayant cause 概念の更なる探求を要する所以である。

4.　本研究の成果
　上記のような枠組みに基づくフランス法の検討によって、本稿は、

次のような成果を得た。

(1)　ayant cause 概念及び代行権能の意義

まず、ayant cause 概念とは、或る者 A が他人 B の行為に依存する利害を持つことを要件とし、その利害を B に尊重させる権利が A に認められることを効果とする法的概念であることが明らかになった。この A の B に対する権利の一つが、B の権利についての代行権能なのである。

一般債権者について言えば、究極的には債務者の持つ全ての財産を換価し、その代金から債権の満足を受け得るというという地位にある。その為、債務者が財産を処分する或いは新たに債務を負うといった行為によって、一般債権者の利害は左右されることになる。この点を以て、一般債権者は債務者の ayant cause であるとされる。その帰結として、一般債権者には、自己の利益を守るべく、債務者の持つ権利の代行権能としての債権者代位権が認められるのである。

このような ayant cause に該当する者は、一般債権者に限られる訳ではない。例えば、保証人がそうである。保証人は、主債務者が主債務を弁済するということを保証しているため、保証人の債務は、主債務者が主債務についてどのような行為を行うかによって左右される状況にある。この意味で、保証人は主債務者の ayant cause と評価されるのである。その結果、保証人は主債務者の持つ抗弁権について代行権能が与えられている（フランス民法旧二〇三六条、現二三一三条)。

(2) ayant cause 概念と時効援用権との関係

フランス法および旧民法において時効援用権は、以上のような ayant cause が有する代行権能の一形態として位置付けられている。例えば(1)では、保証人が主債務者の持つ抗弁権について代行権能を持つことを示したが、その抗弁権には主債務者の持つ消滅時効の抗弁権（援用権）も含まれる。その結果として保証人は、主債務者の持つ時効援用権について代行権能が認められ、この代行権能こそが保証人の時効援用権であるとされるのである。フランス法においては、保証人以外にも、直接当事者の ayant cause とされる者であれば、直接当事者の持つ時効援用権の代行権能が与えられている。以上のことを本稿は明らかにした。

5.　結論と残された課題

フランス法における代行権能としての時効援用権を基礎づけていたところの上述した ayant cause 概念は、Boissonade を経て旧民法へと受け継がれた。しかし、その後に”ayant cause”という語が「承継人」と訳されてしまった結果、権利義務の譲受人の概念との混同が生じ、遅くとも現行民法の段階において ayant cause 概念は失われた。その

為、現在の日本法は、債権者代位権の上位概念としての代行権能を基礎付ける理論装備を欠いている。このことが 1 で見た一般債権者の時効援用権に関する旧民法と現行民法との間の違いを生じさせたものと考えられる。

このような比較法的、沿革的検討に照らすと、現在の日本法において、時効援用権が認められる者の範囲確定基準を定式化する為には、直接当事者の時効援用権の代行権能こそが時効援用権であるというフランス法や旧民法の考え方を参照することが考えられる。例えば、後順位抵当権者を設定者の ayant cause として捉え、先順位抵当権の被担保債権について設定者が持つ消滅時効援用権の代行権能を後順位抵当権者に認めるという解決も、理論的には採用可能となる。上記のような ayant cause 概念に基づく代行権能という考え方の参照に現行法上の実定的な手がかりはあるのか、代行権能という観点から時効援用権者の範囲確定基準はどのように構成されるべきことになるのかという問題が、次の課題として残された。